

経済学博士 吉野俊彦著

日本銀行史

第二卷

春秋社

《著者略歴》 大正4年生。昭和13年東京大学法学部卒業と同時に、日本銀行入行。計算局・岡山支店・調査局調査役を経て、22年調査局内国調査課長、32年調査局次長、41年調査局長、45年理事。49年日本銀行を退任し山一証券経済研究所理事長に就任。その間、22年、26年には東京大学経済学部講師、36年経済学博士。

《著 書》 『インフレーションの経済学』時事通信社、『我が国の金融制度と金融政策』至誠堂、『円の歴史』至誠堂、『歴代日本銀行總裁論』（増補改訂新版）毎日新聞社、『欧米金融視察旅行記』至誠堂、『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、『日本銀行』岩波書店、『資本の自由化と金融』岩波書店、『忘れられた元日銀総裁—富田鉄之助伝—』東洋経済新報社、『経済成長と物価問題』春秋社、『銀行実務小辞典』春秋社など。

《現 住 所》 千葉県市川市東菅野 1-21-11

日本銀行史 第二巻 二〇〇〇円

昭和五十一年九月二〇日 第一刷発行

著 者 吉 野 俊 彦

発行者 田 中 弘 吉

印刷所 港北出版印刷

発行所 株式会社 春秋社

東京都千代田区外神田二一八—六
電話 東京（〇三）二五五—九六一（代表）
振替口座／東京 八二四八六一 千一〇一

第二卷への序文

本書の第一巻を公刊したのは昨年十一月末であったが、この種の書物としては予想外の多数の読者を得たことは、大変幸である。とりわけ、古巣である日本銀行の現役諸君の多くから購読の申込みがあったことを聴き、何物にもかえ難いよろこびを私は身にしみて感ずる。行内購読申込みの取りまとめの労をとって下さった調査局関係者に感謝の意を表するとともに、激動する内外の経済情勢に対処しつつ適切な金融政策の樹立と運営に最大限の努力を払っている日本銀行の健在を、心から祈る次第である。

また、本書については、各方面から書評なり、個人的な激励の言葉を頂戴し恐縮しているが、とくに明治大学元総長春日井薫先生が、『エコノミスト』誌上に載せられた懇篤な御批評は、私にとり望外の光栄であり、この機会を借りて、同先生に対し厚く御礼申し上げたい。

第二巻には、日本銀行開業八十周年を迎えた時の感想や、開業記念日に当り富田二代総裁を偲ぶ記事が含まれており、通常の編年体の歴史という角度からみれば異分子が混入しているような感じもあらうが、森鷗外の史伝の手法にならったという意味で敢てそのままにしておいた。

なお第一期行分五巻は四〜五ヶ月に一巻ずつ刊行の予定であったが、本書の公刊が第一巻発刊後この予定の

時期より遅れてしまったことは遺憾である。これは、日本銀行退任後反って多忙の度が増した関係で、引用文の原典照合に手間どったためであるが、第三巻以降は当初の予定の時期に公刊できるよう最大限の努力を払う積りである。

昭和五十一年六月二十五日

外務省の依頼による講演のためヨーロッパに旅立つ日の朝

市川東菅野の書齋にて

吉 野 俊 彦

目次

第二卷への序文

四七	日本銀行の興隆時代……………	二五七
四八	明治型オーバー・ローンの原因……………	二六三
四九	明治年代のオーバー・ローン批判……………	二六八
五〇	日本銀行と信用取引の育成……………	二七三
五一	銀行制度と証券市場との特殊な関係……………	二七九
五二	横浜正金銀行の存在理由……………	二八五
五三	横浜正金銀行の存在理由（続）……………	二九〇
五四	横浜正金銀行に対する批判……………	二九六
五五	二代総裁富田鉄之助……………	三〇一
五六	富田二代総裁再説……………	三〇七

五七	明治二十三年の恐慌と日本銀行	三三
五八	明治二十三年の恐慌の本質	三八
五九	最初の制限外発行と保証発行限度の拡張	三三
六〇	株式担保貸出の開始	三九
六一	株式担保貸出制度の改革	三四
六二	日清戦争の勃発と日本銀行	三四〇
六三	日清戦争の戦費調達と日本銀行の政府貸上金	三四五
六四	外債募集の中止と軍票発行の計画	三四〇
六五	日清戦争後における日本銀行の積極的金融政策	三五五
六六	賠償金の獲得と日本銀行の役割	三六一
六七	日清戦争賠償金のゆくえ	三六六
六八	三代総裁川田小一郎	三五二
六九	川田三代総裁再説	三七七
七〇	川田三代総裁三説	三六三
七一	明治三十年における金本位制度の採用	三六九

七二	貨幣制度調査会の設置	三九五
七三	貨幣制度調査会の物価問題調査	四〇〇
七四	貨幣制度調査会のインフレーションに対する評価	四〇七
七五	日本銀行開業八十周年を迎えて	四二三
七六	貨幣制度調査会銀本位制度改正の必要を決議	四二九
七七	「貨幣法」の制定と金貨兌換の実施	四三五
七八	東北紀行―「やさしい日本銀行史」の資料を求めて	四三一
七九	平価の切下げと日本銀行株式の無償交付	四三七
八〇	金本位制度実施の影響	四四三
八一	金本位制度の実施と日本銀行金融政策の転換	四四九
八二	銀行分業主義の実現と日本銀行	四五五
八三	銀行券の変質	四六一
八四	日清戦争後の恐慌と日本銀行	四六八
八五	明治三十二年の保証発行限度拡張	四七四
八六	四代総裁岩崎弥之助	四七九

八七	開業記念日に当り富田二代総裁を偲ぶ	四八四
八八	岩崎四代総裁再説	四九〇
八九	岩崎四代総裁三説	四九五

四七 日本銀行の興隆時代

財界のローマ法王

今日ではすでに日本金融史の古典の一つとなったといつてもよい、明石照男氏の『明治銀行史』を一読すると、明治十八年に日本銀行が兌換銀行券を発行し始めてから、明治二十七、八年の日清戦争が終るまでの期間を、「日本銀行の興隆」という章にとりまとめて叙述していることが目に付きます。筆者のまづい文章よりも、明石氏の名文に直接ふれていただくほうが、はるかによいと思われるので、以下少し原文を引用してみましよう。

政府紙幣、銀行紙幣の減少につれ、日本銀行の兌換券は漸次其額を増加し、（中略）日本銀行をして、暫く金融界唯一の大立物たらしめ、其勢威の隆々たる、財界は一時其脚下に嚮伏するの觀を呈した。（明石照男著『明治銀行史』、九三頁）

また、「日本銀行の興隆」時代が終りを告げた日清戦争後に、それ以前の時期を回顧して明石氏は次のようにもいっています。

嘗ては財界の羅馬法王として飛ぶ鳥を落す勢力を逞うし、其一挙手一投足は能く波瀾を沈静せしめ、又能く風雲を捲起し、日清戦役の財政金融に関しても殆んど独舞台たるの觀あり、他の民間銀行は之に扈從し、其鼻息を窺つて進退したに過ぎなかつたのであるが、爾來民間銀行が急激なる發達を遂げ、累年其頭角を上げた結果、日本銀行の金利の上下も、其意の

欲する俚に金融界を左右することを得ざるは勿論、若し民間金融の趣向を其考慮の中に挟まざるが如きことあらば、不測の動搖を惹起するが如き状態となつた。

（明石照男著『明治銀行史』、一九二〇—一九三頁）

このように、明石氏が「日本銀行の興隆」といい、あるいは「其勢威の隆々たる」と述べ、はては「財界の羅馬法王」とまで呼ぶに至つた事情は、いつたいなんであつたのか、この点を説明することこそ、兌換銀行券発行後における日本銀行の活動状況を明らかにするため、もっともたいせつだと考えられます。

ちなみに日本銀行を「ローマ法王庁」総裁を「ローマ法王」と呼ぶことは、決して第二次大戦終了後に始まつたのではなく、明治末年に執筆したことがはっきりしている明石氏の著書に使用されていたことは、その引用によつてすでに気が付かれたと思います。

日本銀行興隆の秘密を解く鍵

兌換銀行券を発行してから日清戦争終了後までの期間を、「日本銀行の興隆時代」と呼ぶ理由は、一口にいえばオーバー・ローンの状態が、当時の日本の市中金融機関の中核であつた全国各地の国立銀行の普遍的な姿であり、したがつて国立銀行の営業規模が、日本銀行の貸出態度いかにかかつていたということに尽きると思われまゝです。オーバー・ローンといえますと、普通は終戦後になつて初めて問題になりだしたことだと考えられているようですが、これは間違つた見方で、実はこれから述べるように、当時オーバー・ローンという言葉こそ使われませんでしたけれども、「日本銀行の興隆時代」における市中金融機関のオーバー・ローンの程度は、終戦後のそれよりもはるかに高くさえあつたのです。

そこでオーバー・ローンという現象がどうして生じたのかという問題を検討してみることが、日本銀行興隆の秘密をとく鍵となるわけですが、その前にいわゆるオーバー・ローンという言葉の意味を、はっきりさせておく必要があるかと考えますので、以下多少まわりくどいかもしれませんが、私のオーバー・ローンに付いての定義をここに下しておきたいと思います。

オーバー・ローンとは何か

現在、俗にオーバー・ローンという時には、市中銀行の貸出が預金を超過している状態をさしているようですが、私にいわせれば、これはオーバー・ローンのもっとも初歩的な定義だという感じがしてなりません。なぜならば、たとい市中銀行の貸出が預金を超過していても、資本金とか積立金とかの自己資本によって、超過分がまかなわれ、中央銀行から常時借金をするようなことさえなければ、それをとくにオーバー・ローンなどといって世間で大きく取り上げる必要はないだろうからです。

したがって、今少し精密に定義をしますと、オーバー・ローンとは、市中銀行の貸出が預金を超過し、しかもその差額を自己資本によって補いきれずに、中央銀行からの借金に常時依存する現象をさすのだということになります。しかし、このように中央銀行からの借金に対する恒常的な依存関係を、表にだしてくるとなると、預金と自己資本の合計に対比すべきものとして、貸出だけをとりだすのは不十分で、有価証券などをも含めた全運用資産を、問題としなければなりません。もちろん、貸出と有価証券との間には、その流動性に差異があるのが原則であることはわかっていますが、しかし中央銀行からの借金に常時依存しながら、有価証券を

保有しているならば、かりに勘定の上で貸出が少額だとしても、それはやはりオーバー・ローンだといわなければならぬでしょう。

したがって、もっとも正確なオーバー・ローンの定義としては、市中銀行の貸出有価証券その他の全運用資産が、預金（債券ならびに中央銀行以外からの借金を含めた広い意味）と自己資本との合計を超過し、その差額を中央銀行からの借金によって、常時補いをつける状態なのだ、と解釈するのが、妥当なことになります。

このような定義からするならば、オーバー・ローンの度合は、市中銀行の使用総資金、すなわち預金・自己資本・借入金等の合計中で、中央銀行からの借入金が、どの程度の比重を占めているかによって測定するのが、一番正しい方法なのです。しかしこれだけでは、現在、俗にオーバー・ローンといっている場合、市中銀行の貸出と預金との対比から出発している実情と、あまりにかけ離れてしまうので、以下においてオーバー・ローンの度合を測定する方法としては、①単純に市中銀行の貸出と預金とを対比し、貸出が預金に対して一〇〇パーセントを超える場合、②貸出（いろいろこれに準ずるものも含め調整する）と預金プラス自己資本（いろいろこれに準ずるものも含め調整する）とを対比し、前者の後者に対する比率が一〇〇パーセントを超える場合、③市中銀行の中央銀行からの借入金と、市中銀行の使用総資金とを対比し前者の後者に対する比率が高い（経験的には一〇パーセント以上くらい）場合に、それぞれオーバー・ローンと考えるという三つの方法を併用することにしましょう。

明治年代のオーバー・ローンの程度

さて、右に述べた三つの方法を使って市中銀行の代表としての国立銀行が存続した明治六年から明治三十二年までの期間について、そのオーバー・ローンの度合を測定してみますと、次のような結果がでてきます。

まず第一に、国立銀行の貸出を預金と単純に比較してみると、終始一貫して貸出は預金をはるかに超過し、とくに明治十一年末のときは、貸出二千八百万円に対し預金わずかに八百万円と、貸出の預金に対する比率は三五パーセントという高率になっています。

次に国立銀行の預金に自己資本を加えこれを貸出と対比してみても、若干の例外的時期を除いて、貸出は預金と自己資本との合計を常に超過しています。すなわち前者の後者に対する比率は、明治十年代において最高二一五パーセントにおよんでおり、明治二十年代にはいつて漸減の跡を示していますが、それでも最高一三七パーセントとなっています。

最後に国立銀行の使用総資金中における、日本銀行からの借入金ならびにこれと同じ性格をもつと考えられる項目（すなわち発行紙幣と振出手形）の小計の比率は、明治十年末六一パーセントにおよんでおり、その後、年々減少していきませんが、明治二十九年末においてすら二七パーセントの高率を示しています。

ここで国立銀行の使用総資金に対比すべきものとして、日本銀行からの借入金のほかに、国立銀行が自ら発行した銀行紙幣を加えているのは、それが現金通貨として創出されたものであり、かつまたすでに述べたように、国立銀行紙幣を消却するため、日本銀行から借入を仰ぐ等、その間の代替関係がはっきりしているからです。さ

らに振出手形というのは、今日、銀行家でもあまり知っている人はありませんが、これは明治年代に銀行が現金の入金があった時、あるいは貸出の振替として、自らを債務者として振出した手形で、民間に転々流通すること銀行紙幣と同様で、その実体は現金通貨の一種とみなすべきものでした。

なおここで紹介した三つの測定方法を終戦後の全国銀行勘定にあてはめてみますと、貸出の預金に対する比率は最高一〇六パーセント（昭和二十六年十月末）、また貸出（いろいろ調整後）の預金プラス自己資本（いろいろ調整後）に対する比率は最高一一四パーセント（昭和二十六年八月末）に止まり、さらに使用総資金中における日本銀行からの借入金の比重は、最高二一パーセント（昭和二十六年八月末）と二〇パーセント台なのです。

このような計数の示す歴然たる事実は、明治年代の国立銀行のオーバー・ローンの度合たるや、終戦後における市中銀行のそれに比較して、はるかに深刻だったということです。そしてその深刻であった理由を検討することが、次回以下の課題にはかなりません。

四八 明治型オーバー・ローンの原因

日本銀行からの借入の主体としての国立銀行

明治年代における日本銀行の主たる取引先であった全国各地の国立銀行が、常時日本銀行から巨額の借入を行っていたこと、しかもそのオーバー・ローンの度合たるや、終戦後における市中銀行のそれに比較してはるかに深刻であったこと、そしてこのような国立銀行の資金ポジションが、国立銀行側の意識に「日本銀行の興隆」として反映したことなどを前回述べておきました。そこで問題は、このような「日本銀行の興隆」の反面ともいべき、明治年代のオーバー・ローンの度合の高かったという現象が、なぜ生じたかということにしばらくわけてくるわけです。そしてこれに対する正しい答えをだすためには、日本銀行の側面から説明するよりも、むしろ日本銀行からの借入の主体であった国立銀行の性格を検討することから始めるのが順序だと思われます。

国立銀行は、すでに述べておいたように明治五年に制定された「国立銀行条例」によって、明治六年以降全国各地に設けられた市中銀行ですが、その特色は現金通貨としての国立銀行紙幣を各自発行することが認められていたという点で、これによって明治政府の基本的国策であった殖産興業いかにえれば資本主義的な生産方式の育成のための必要資金を供給することがその狙いの一つであったのです。今この間の事情を明らかにするため、

「国立銀行条例」の前文の一部を引用してみよう。

貨幣流通ノ宜ヲ得 運用交換之際ニ 梗阻ノ弊ナカラシムルハ 物産蕃殖之根軸ニシテ 富国之基礎ニ候処 從來御国内ニ於テモ 為替兩替等ヲ業トイタシ 欧亜各国ニ通称スル「バンク」之業体ニ等シキモノ有之トイヘトモ 其方法ノ精確ナラサルト 施為之陋拙ナルヨリ 充分人民之便益ヲ得ルニ至ラサルニ付 此度政府之公債証書ヲ抵当トシテ 正金引換ノ紙幣発行ノ銀行創立ノ方法ヲ制定シ 普ク頒布セシメ候

このような趣旨で制定された「国立銀行条例」本文は二十八条百六十一節からなる長文のもので、まことに丁寧親切、かんでふくめるように、銀行業務の一つ一つを解説しています。つまりわが国の近代的な銀行制度は、西欧先進国にみられるように経済の発展に伴って自然に生成発展したものではなく、全く政府の政策的必要から人工的に整備されたものにはかならないのです。

さて「国立銀行条例」第十条第一節をみると、預金為替、貸付、証券取引等、今日の普通銀行業務の大半を行って得る仕組みとなっていますが、現実国立銀行が設立されてからの取引の状況をみると、貸付金が多いたくは、預金為替等の業務にはほとんど見るべきものはありませんでした。というのは、当時の銀行経営者の多くは旧来の商人で、まだ銀行家としての経験に乏しく、一方国民大衆も、銀行のなんたるやを理解する者がすくなく、したがって預金の觀念が十分に普及せず、銀行を単なる貸付の取扱所ぐらゐにししか考えなかった者が大部分だったからです。これに加えて、当時の国民所得の水準は極めて低く、急激な経済の発展に即応するだけの任意貯蓄を蓄積するだけの力が不十分であったことを、より根本的な原因として付言しておく必要があります。

このように国立銀行に対する預金が少額にとどまる以上、条例によって与えられた国立銀行紙幣を発行する特権を行使する以外に、銀行の営業資金を充実する方法がないことは、容易に理解できるはずで、しかしその頼